

令和3年度 事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日

法人名: 社会福祉法人 長いスプーン

1. はじめに

令和2年1月10日にグループホーム・カメラーデンⅡでの生活がはじまり、丸1年が過ぎました。当初、カメラーデンⅡは6名でのスタートでしたが、令和2年4月からは7名となり、残り1名の入居もほぼ決まり、4月からは定員の8名でのスタートとなり、カメラーデンの総勢は16名となる予定です。

法人が直面している利用者の高齢化は年々きびしさを増していますが、高齢でも耐えられる作業はないか、ただ同じことのくり返しの作業ではなく、また、若い力や高い技術を必ずしも必要としない作業で、もっと生きがいを見いだせる就労A・Bとしての作業はないのかと、この2、3年考えてきました。木工部門においては家具等の制作者が育っていない現状も、利用者たちの仕事として塗装や磨きの作業は徐々になくなっています。片や、食工房では、これから大きな伸びが期待されますが、利用者のかかわれる仕事としてはやや高度すぎることから、それに対応可能な作業に分割することが必要です。また、どの作業に利用者を配置させるか以前に職員の技術取得に時間がかかってしまい、計画は遅れています。それは同時に現状の作業場の狭さがあり、時間で作業をシェアしなくともよい広い作業場の確保という問題でもあります。惣菜・食肉の二つの事業所をそれぞれ広く、ゆったりとした作業場にすることが次なる課題と考えています。そのためにはグループホーム・カメラーデンの奥の土地にハム工房を移転し、惣菜だけの工房にする。来年度以降はハム工房移転のための土木作業を利用者、職員一丸となって行い、移転実現をめざします。

木工房の縮小にかわって重要となるのは、農作業です。3年前から下の田を借り上げ、畑作業をすすめています。土づくりもようやく軌道にのり、昨年はジャガイモ、ニンニクの主力根菜は順調に収穫することができました。その他、野菜類もグループホームの食卓を飾ることができました。しかし、こうした路地物の野菜は通年は期待できません。この事態を打開するためのものとして、工房くまごろうが長年栽培してきた”ワサビ”に注目し、新たな事業展開をしたいと思っています。

工房くまごろうでは小規模ながらワサビの栽培を行ってきました。ワサビ漬けという商品を作ってきましたが、これはかなり高い技術と規模が小さすぎて、利用者の作業としては不適でした。そこで、令和3年の主要な事業展開として、利用者の多くが参加できるワサビの育苗事業を始めたいと考えています。苗には実生苗と培養苗の二種があり、来年度は実生苗からはじめるつもりです。この作業場としては小安のハウス1棟を借り受け、4月からスタートしたいと思っています。

また、3年度での大きな事業展開として、サテライト型のアパート運用があります。グループホームで生活力をつけ、一般就労も可能となった利用者をいつまでもグループホームにとどめおくのではなく、社会生活が送れるように見守りながら、自立生活に導く制度です。こうした制度の利用可能な利用者が1人、2人と出てきました。来年度以降、このサテライト型アパートを積極的に活用したいと考えています。

くまごろうの食工房での商品を大切ににあたため、育みながら次なる六次産業を目指していきたいと考えています。自分たちの作った商品を自分たちの店で食べてもらう、これ以上の利用者の社会参加、社会貢献はないでしょう。長いスプーンの最終章の事業ととらえ、頑張る所存です。

2. 役員会開催計画

【理事会開催計画】

回	月 日	主な決議事項
1	5月29日(土)	① 令和2年度事業報告および決算報告の承認の件 ② 定時評議員会の開催について 等
2	12月18日(土)	① 補正予算の件
3	3月12日(土)	① 令和4年度事業計画(案)について ② 令和4年度収支予算(案)について

【評議員会】

回	月 日	主な決議事項
1	6月12日(土)	① 令和2年度計算書類・財産目録の承認について

【監事監査会】

回	月 日	監査内容
1	5月8日(土)	① 支出行為等の確認 ② 令和元年度決算書類の確認 ③ 利用者預り金の確認 ④ 役員会等の運営について 他

3. 改修・修繕・購入計画

(1) 建物・設備関係

① グループホームカメラーデン

・暖房設備

工事費用:約750,000円

冬季のグループホームにおいて、より安全な室温の維持、管理を行うため。

・テレビ前のテーブル、ソファの新調

費用:約100,000円

現在使用しているものが10年以上経過し、老朽化しているため。

② グループホームカメラーデンⅡ

・グループホーム周りの舗装

工事費用:約500,000円

送迎車を安全に乗り入れ、また冬期間の除雪負担を軽減するため。

③ 工房くまごろう

・鉄骨ハウス改修工事

工事費用:約2,000,000円(電気工事費用含む)

就労継続支援B型の工賃アップと通年の作業確保のため、皆瀬地区にある鉄骨ハウスを改修し、わさびの育苗を開始する。

4. 法人運営資金等

- (1) 法人運営の財源は、個人、その他団体からの寄付金と各事業運営による収入の繰入金等とし、法人の安定的運営を図るため、各事業所から法人本部へ、以下のとおり資金の繰入れを行うものとする。繰入方法はグループホームカメラデンと工房くまごろうで収入に応じて、6:4の按分とする。

事業所名	金額	備考
グループホームカメラデン	240,000円	
工房くまごろう	360,000円	
合計	600,000円	

(2) 償還金返済計画

部門等	期首残高	当期返済予定	期末残高	備考
工房くまごろう 送迎車購入資金	3,904,000円	732,000円	3,172,000円	借入金融機関:日本金融政策公庫 完済予定:令和8年7月25日 61,000円/月返済 ※5,000,000円借換え(令和元年10月25日)
グループホームカメラデン 工房くまごろう 増築工事費用	1,132,000円	1,132,000円	0円	借入金融機関:北都銀行稲川支店 完済予定:令和3年11月25日 143,000円/月返済
工房くまごろう 施設整備費用	1,015,000円	420,000円	595,000円	借入金融機関:日本金融政策公庫 完済予定:令和5年8月25日 35,000円/月返済
グループホーム カメラデンⅡ 施設整備費用	10,995,000円	804,000円	10,191,000円	借入金融機関:北都銀行稲川支店 完成予定:令和16年12月25日 67,000円/月返済
合計	17,046,000円	3,088,000円	13,958,000円	306,000円/月返済

5. 事業所運営等

(1) 障害者総合支援法に基づく次の事業を行う

- ①共同生活支援事業 「グループホームカメラデン」 定員5名
「グループホームカメラデンⅡ」 定員8名
「グループホームカメラデンⅢ」 定員3名
- ②特定相談支援事業 「カメラデン相談支援事業所」
- ③就労継続支援事業 「工房くまごろう」 就労継続支援A型 定員10名
就労継続支援B型 定員20名

(2) 事業所運営

職員は事業所運営の主役である利用者の生活・就労を支えることを第一に考え、彼らの気持ちに寄り添う支援を行い、社会の一員として生きがいを持って生活できるように援助する。

また、環境整備、危機管理等を徹底するとともに、苦情解決や虐待防止等の関係法令を遵守し、規程に沿って迅速かつ適正な対応を心がける。

(3) 関係機関・団体等との連携・協力

- ① 県、湯沢市をはじめ関係ある市町村等の行政機関との連携
- ② 医療機関との連携
- ③ 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会への参加（相談支援部会・就労部会）
- ④ 地域および関係する機関や団体との積極的連携・協力

6. 職員の資質向上と職場環境の整備について

- (1) 社会福祉士・精神保健福祉士等の国家資格等の取得促進及び自らの支援技術向上のための自己啓発に対して、積極的に支援する。また、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対するサービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等の受講支援を行う。
- (2) 少人数の職員体制であることを活かし、常に職員間で情報共有できるようにする。そのために、短時間でもランチミーティング等を行うことにより、職場内コミュニケーションを円滑にし、職員の気づきから勤務環境や支援内容の改善を図る。
- (3) 家族との生活が充実したものとなるように、子育てや介護との両立を目指す者のため、育児休業制度、介護休業制度の充実、時短勤務の整備を行うとともに、働きながら子育て、介護できる環境を整える。また、個々の生活にに応じて、雇用形態、雇用時間を柔軟に選択できるようにする。
- (4) 年5日の年次有給休暇の確実な取得を促し、リフレッシュして業務を行える環境を作る。
- (5) 福祉・介護職員処遇改善計画、福祉・介護職員等特定処遇改善計画を見直し、職員給与のベースアップを図るとともに、確実に年1回賞与を支給できる体制を整える。
- (6) 職員が定着し、長期的に働ける環境を目指し、退職金制度整備に向けた準備を行う。
- (7) 職員の健康を保持するため、年1回健康診断を実施する。また、職場環境調査、ストレスチェックを行うことで、個々の課題や健康状態を把握しフォローできる環境を作る。

7. 職員の研修・セミナー参加計画

職員の資質向上のため、通常業務に影響のない範囲での研修参加を目指す。また、伝達研修を含めた内部研修会を開催し、必要な情報を共有する。

(1) 内部研修の実施

- ・手話講習会(年3回程度)
- ・事業所見学(年2回程度)

(2) 食品衛生責任者研修 講義

(3) その他

- ・相談支援従事者現任研修
- ・高次脳機能障害支援担当職員研修会
- ・発達障害者地域支援者研修会
- ・地域生活定着促進セミナー
- ・精神科ケアシリーズ講演会
- ・障害者虐待防止・権利擁護研修
- ・強度行動障害支援者養成研修

※上記の他、職員の知識、専門性を高める研修への参加を予定



昨年度実施の AED 講習の様子

8. 採用計画・職員配置計画

(1)採用計画

正職員およびパート職員の採用を計画し、必要に応じ、理事長が採用面接を行い補足・増員を行う。求人はハローワークを通じて行うほか、法人ホームページにも情報を公開する。

安定的な支援を行うため、多様な人材(高齢者・障がいのある方、外国人等)を活用する。

(2)配置計画

グループホームカメラデンでは、世話人の配置4:1以上を目指す。また、生活支援員については 利用者の障害支援区分の程度に応じて配置を行うものとする。

事業所名	管理者 (施設長)	サービス管理 責任者	世話人	生活 支援員	備考
グループホーム カメラデン	1.0名 (工房兼務:0.5)	1.0名 (相支兼務:0.5)	3.8名	1.0名	

就労継続支援B型「工房くまごろう」では、職業指導員および生活支援員の配置7.5:1以上を目指す。生活支援員については、1.0以上とする。

事業所名	管理者 (施設長)	サービス管理 責任者	職業 指導員	生活 支援員	備考
工房くまごろう	1.0名 (GH兼務:0.5)	1.0名 (生支兼務:0.5)	2.5名	0.5名	

特定相談支援事業所の配置は以下のとおりとする。

事業所名	管理者相談支援専門員	相談支援専門員	備考
カメラデン相談支援事業所	1.0名	0.5名	GHサビ管と兼務

9. 交通安全および車両関連について

- ・送迎担当職員は安全運転を意識し、運転マナーの向上を図ることで、交通事故を防止する
- ・事故防止のため、送迎車両および特殊車両の点検整備を定期的に行い、乗車前の安全確認を徹底する
- ・送迎時の安全のため、車両乗降の見守りを行い、シートベルト着用を徹底する。送迎者は安全運転を心がけ、体調不良時には送迎を行わない。
- ・利用者の送迎が確実に行えるように、職員の中型免許取得に係る費用を一部援助する
- ・日中活動の作業および冬季間の除雪作業を円滑に行えるように、職員の大型特殊免許等の取得に係る費用を一部援助する
- ・任意保険の内容を確認し、法人の体制に合った保険に確実に加入する
- ・5月には自動車税減免申請を県税事務所および市税務課に提出する



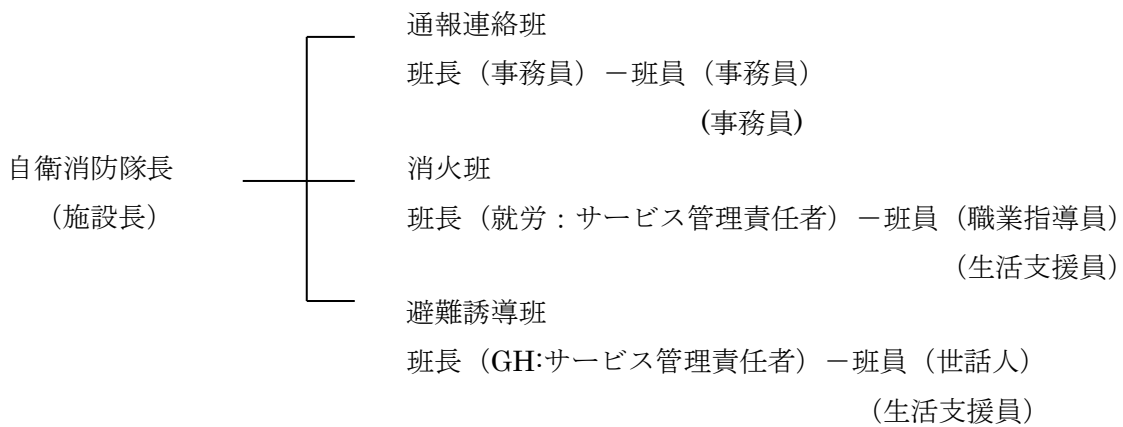
タイヤ交換の様子

10. 防災

防火担当責任者は、施設長とし、火元責任者はグループホームでは世話人、就労継続支援事業所では防火管理者が担うこととする。火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置き、利用者の安全を確保する。

任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。(固定電話、各職員携帯) 敷地施設内の職員への連絡を行う。 関係者及び近隣への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。

- ・ 職員の業務時間内に火災その他の災害が生じた場合の任務分担は、次のとおりとする。



- ・ 法人「長いスプーン」職員の連絡体制を整え、災害、その他緊急時に対応できるようにする。
- ・ グループホームカメラデンⅡ
世話人の業務時間内に火災その他災害が発生した場合、利用者の安全を確保した後、施設長もしくは防火管理者に連絡し指示を仰ぐこととする。必要に応じて消防等に連絡をする。
- ・ 夜間管理体制について
夜間管理についてはセコムに業務委託を行い、緊急時には施設長もしくは防火管理者にセコムより連絡があり、連絡を受けたのち各職員に電話連絡で指示を行う。連絡により到着した職員は避難誘導、及び救護を優先し初期消火を行う。入居者等による緊急連絡の際も同様に、施設長もしくは防火管理者に連絡を行い各職員への連絡・指示を行う。
- ・ 避難訓練等
7月、10月 → 7月、12月に変更予定



避難訓練・消火訓練の様子

11. 広報活動

(1) ホームページの運営

- ・ホームページの事業所情報の更新、定期的なブログの更新により、法人の活動を正しく発信し、協力や支援が得られるようにする
- ・ホームページ上に法人情報を公開し、経営の透明性を確保する

(2) SNS の管理

- ・Facebook での事業所情報更新、工房、GH の日々の活動や施設周囲の自然の様子を発信する。
- ・動画投稿(You Tube 等)の活用。施設周辺の音や湯沢駅から施設までのルートなどを撮影、投稿。
- ・ホームページや商品の紹介を行い、認知度を上げる活動を行う。

(4) 広報誌「咲くさくら坂」の発行

- ・利用者参加型の広報誌の発行を年 4 回目指す。
- ・広報誌作成に関わる職員を増やすことで、新しい視点で継続的な発行を目標とする。
- ・広報誌の折り込み作業、封入作業等は「工房くまごろう」と協力して行う。

(5) 通信販売の促進

- ・インターネット販売サイト「Creema」での出品を継続。
- ・販売実績のない「BASE」については、一時休止中。解約を検討している。
- ・インターネット販売サイト等についての見直しを行い、販路拡大を目指す。
- ・Facebook 等の SNS を利用した商品情報発信を行う。
- ・顧客リストを整理し、迅速に商品を発送できるように管理する。
- ・就労イベント等への出品準備を計画的に行う。
- ・商品情報の宣伝、使用例など伝わるよう、商品カタログの改定及び管理を行う。

(6) 職員による製品の宣伝および販路の拡大

- ・「工房くまごろう」の製品の宣伝・販路の拡大に全職員が一丸となって取り組み、各職員の名刺裏に販売商品を記載し、積極的に名刺を配ることで販路の拡大を目指す。

(7) その他活動

- ・挨拶状や年賀状等の準備。
- ・法人行事等の計画的な企画運営。
- ・法人リーフレットの改定検討及び管理。
- ・各種情報発信ツールの管理。

12. 地域交流

- ・当法人の運営する各障害福祉サービス事業所において、学生や地域のボランティアを受け入れ、利用者との交流を図り、障害者への理解を求める活動を実施する。
- ・グループホームカメラデンの利用者の買物支援・外出支援を行い、地域生活を支援する。
- ・地域のボランティア活動にグループホームや就労継続支援事業所の利用者とともに参加する。
- ・特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒等を招待し、利用者との交流を図る。

13. 苦情解決に向けた取り組み

法人各施設の窓口に苦情解決制度の周知ポスターと第三者委員の氏名等を掲示し、苦情申し出が容易にできるよう配慮する。苦情申し出の内容は役員等に報告するとともに法人ホームページ、広報誌にて公表する。

14. 助成金の申請

- ・イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン団体登録
- ・その他

備品等を管理することで物品購入についての長中期的計画を立て、必要に応じて該当する助成金の申請を検討する。

15. 事業別計画

(1) 共同生活援助(介護サービス包括型)事業

事業運営基本計画

地域において自立を目指す利用者が、共同して日常生活を営むことができるように共同生活住居を提供する。その中で利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、個々のリズムで生活に必要な能力の向上に向けて支援する。併せて、生きがいを持って人生を歩むことができるように、その人間性を尊重し、当事者の喜びや悲しみに寄り添えるような事業運営に努める。また、60代～70代の利用者については、住み慣れたグループホームでの生活を継続できるように支援する。

① 名称及び所在地

- ・ グループホームカメラーデン 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地
- ・ グループホームカメラーデンⅡ 秋田県湯沢市駒形字八面寺下谷地66番地5
- ・ グループホームカメラーデンⅢ 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

② 事業目的および目標

- ・ 利用者に対し、身体及び精神の状況に応じた共同生活住居を提供し、安心・安全な生活を続けられるように援助する。
- ・ 日常生活上の必要な援助を行い、それぞれの持つ能力の維持、向上を目指し、生活の質を高めることで、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。
- ・ 生活上の相談に応じ、心身ともに健康に生活できるよう支援する。
- ・ 意思決定の主体性を保障し、地域社会の一員として生きがいを持って生活できるよう支援する。
- ・ 利用者人数は、一日平均15.5人を目指し長期入院等を未然に防げるように、利用者の健康・精神状態の把握に努める。
- ・ グループホームカメラーデンⅡは、定員を満たしていないことから、長期入院患者・長期施設入所者の地域移行先として見学・体験利用等を積極的に受け入れ、上半期中の満室を目標とする。
- ・ 利用者の卒業の場(サテライト型グループホーム)を作ることで、地域生活への更なる目標を持てるように支援する。

③ 入居定員

共同生活住居名	定員	現員	備考
グループホームカメラーデン	5名	5名	
グループホームカメラーデンⅡ	8名	7名	上半期での1名増を目指す
グループホームカメラーデンⅢ	3名	3名	

① 入居対象者

入居対象者は、障害福祉サービス受給者証を取得済で、15歳以上で65歳未満または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。主に知的障害・精神障害・身体障害の者を対象とするが、当事業所において対応可能と判断できる場合については、障害の種別は問わない。

② 体験利用の受け入れ

グループホームカメラーデンⅡの見学・体験利用を積極的に受け入れる。体験利用は、年間50日、連続30日の利用が可能。満室時においても見学対応を行う。

③ 利用期間等

- ・ 利用期間 利用期間の定めはなく、利用者の必要とする時間
- ・ 開設日 当該月の日数
- ・ 開設時間 24時間

⑦ 支援内容

生活の質の維持向上

- ・ 清掃、洗濯、買物等の日常生活における困難な部分の支援を行う。
- ・ 共同生活をトラブルなく過ごせるようにルールを設定し、利用者の自主性を尊重し、役割分担を行いながら、利用者自らが率先して役割を担えるよう支援する。
- ・ 利用者間でトラブルがあった時には、管理者、サービス管理責任者に報告し、対応について指示を仰ぐ。トラブルの経過、対応については、ヒヤリハット等の記録を作成し保管する。
- ・ トラブル等が発生し、状況の改善が見られない場合は、ケース検討会議を開催し、対応について協議し、再発防止に取り組む。
- ・ 利用者が金銭を自己管理できるようになることを目標に出納帳の記入方法を助言し、無駄使いをしないように買物メモの作成を支援する。出納帳の記録が難しい利用者については職員が記録を代行する。また、利用者個人の日用品については世話人が状況を把握し、不足がないように利用者と相談し買物リストを作成する。

日中活動の支援

- ・ 利用者が自ら選択したサービスを利用できるよう支援する。
- ・ 就労先や障害福祉サービス事業所との連絡調整を行う。
- ・ 体調不良等で日中に外出できない時の見守りや体調不良時の通院支援を行う。
- ・ 就労している利用者が職場に定着し、長く勤められるように、職場との連絡調整、体調管理等を含めサポートを行う。また、社会人としてのルールを守れるように支援する。必要に応じてケース検討を行い、関係機関と情報を共有し、課題がないかの確認を行う。

余暇支援

- ・ 月2回程度の買物支援を実施し、買物や外食等を楽しむ機会をもつ。
- ・ 「工房くまごろう」と協力して外出支援やレクリエーションを企画し、余暇の充実を図る。
- ・ 趣味活動を充実させ、外出以外の楽しみが増えるように助言する。

食事の提供

- ・ 法人が運営する多機能型事業所「工房くまごろう」の食工房に総菜提供を依頼する。
- ・ 世話人は献立を見ながら調理・盛り付けを行う。
- ・ 季節の行事を楽しめるメニューや旬の食材を提供できるようにする。
- ・ 利用者が食事マナーを覚えられるように支援する。

感染対策

- ・ 職員、利用者双方、買物支援等の外出において、マスク着用・手洗い・手指消毒を完全に行う。
- ・ 新型コロナウイルスをはじめとした、各種感染症に対する知識を職員が持ち、利用者の感染リスクを減らすよう行動する。

健康管理

- ・ 毎朝、健康チェックを行うことで健康状態を把握する。健康管理、服薬、自己管理できるように支援を行う。服薬管理が難しい利用者については、職員が個別に対応し、服薬確認を行う。利用者の健康状態に応じて、血圧測定、体重測定等を行い記録する。
- ・ 40歳以上の利用者については、市町村が行う無料検診の受診を援助する。必要に応じて二次健診等の手配を行い、健康状態を把握する。胃がん検診については、利用者の希望もあり胃カメラ検査を受ける予定である。
- ・ 利用者の通院を支援した時には、通院支援日誌にその内容を記録し、職員が情報を共有できるようにする。経過観察を必要とする利用者については、忘れずに受診できるように調整を行う。
- ・ 必要に応じて医療機関に情報を提供し、スムーズに受診できるように受診日等の調整を行う。

⑧ 行事計画

月	行事	備考
4月	花見	桜の開花情報を見て日程を調整する
7月	合同避難訓練	GH・就労合同／カメⅡは個別実施
8月	七夕祭り見物	
9月	法人行事(食事会)	GH・就労合同
10月	赤い羽根共同募金への参加	GH・就労合同／カメⅡは個別実施
12月	合同避難訓練	GH・就労合同／カメⅡは個別実施
1月	新年会	GH・就労合同
2月	犬っこ祭り見物	

⑨ 運営資金

- ・ 訓練等給付費

世話人 4:1 以上の配置の場合(グループホームカメラデン/グループホームカメラデンⅢ)

区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4
給付費	243単位/日	292単位/日	381単位/日	471単位/日

世話人 4:1 以上の配置の場合(グループホームカメラデンⅡ:定員8名以上大規模減算対象)

区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4
給付費	231単位/日	277単位/日	362単位/日	447単位/日

※夜間支援体制加算 10単位/日

※福祉・介護職員処遇改善加算率 8.6%

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)率 1.6%

- ・ 利用者負担金収入

ア.家賃 16,000円

※非課税世帯・生活保護世帯の利用者については家賃補助10,000円が支給される。

イ.食費 39,000円

ウ.水道光熱費 12,000円

⑩ 資金計画

別紙収支予算書のとおり

(2) 特定相談支援事業

事業運営基本計画

利用者又は障害児及び、障害児の保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用者等の立場を考え、適正かつ円滑な相談支援を提供する。併せて、利用者等の抱える課題をリフレーミングして、一つ一つ解決できるよう共に考え、心身ともに豊かな人生を送れるように支援する。

① 名称及び所在地

カメラーデン相談支援事業所 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

② 事業目的と目標

- ・ 障害者総合福祉法に基づき、地域で生活する障害者および家族等の生活全般に関する相談に応じ、障害福祉サービスの情報提供、利用援助・調整を通じて生活に必要な支援を行う。
- ・ 行政・医療・介護その他の関係機関等との連携を図り障害者の地域での自立を推進する。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況・置かれている環境から課題を整理し、利用者の意思決定を尊重したサービスの提供を行う。また、利用者が自ら意思決定を行えるよう意思決定支援を行う。
- ・ 利用者に提供されるサービスが、特定の種類、特定の障害福祉サービス事業所に偏ることがないよう、公正中立に相談支援を行う。
- ・ 利用者に提供されるサービスがフォーマル支援に偏ることがないよう、インフォーマルな資源を検討して地域との繋がりを大切に相談支援を行う。
- ・ 利用者への適切なケアマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かなモニタリングを行い、必要に応じて、サービス等利用計画を変更する。
- ・ 利用者や家族、サービス事業所の状況に応じて、ケース検討会議・サービス担当者会議を開催し、サービス提供状況の確認および利用者の意向確認を行う。
- ・ 自ら提供する相談支援の評価を行い、常に改善を図る。基幹相談支援センターと連携し、事業運営について適切な助言を得る。
- ・ 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会、相談支援部会への参加、各種セミナー、研修等に参加を促し、専門性の向上を目指す。
- ・ 相談支援専門員の配置を増やし、相談員を育成することで、利用者への対応の強化を目指す。
- ・ 障がいを持つ利用者を含めた家族全体の支援を必要とするケースが増えていることから、各分野の相談員等と密な連絡体制を築くことで、迅速な対応ができるようにする。
- ・ サービス等利用計画作成23件(令和3年度の更新8件)、モニタリング60件を目標とする。

③ 支援の内容

- ・ 計画相談支援(個別給付)
- ・ 基本相談支援
利用者の希望に応じ、行政提出書類の作成援助、通院同行を実施する。
電話やメールでの相談を受付け、相談の入り口を広げる。

④ 利用対象者

計画相談支援： 18歳以上の障害福祉サービスの利用者またはその家族。障害種別は問わない。
(18歳以下であっても福祉事務所から依頼あった者および障害福祉サービスのみを利用する者については対象となる。)

基本相談支援： 障害者(児)またはその家族。障害種別は問わない。

⑤ 実施地域

湯沢市、羽後町、東成瀬村、横手市、当法人の事業を利用している場合は市町村を問わない。
(法人の運営する事業所を利用する場合は、区市町村と連絡調整の上、計画相談を実施する。)

⑥ 定員

- 定員の定めはないが、一人あたりの相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数は35件。
・ 相談支援専門員が対応可能で、利用者のニーズに沿った支援を提供できる人数とする。

⑦ 開設日等

- (1) 開設日 月曜日から金曜日 (利用者・家族の依頼があればその限りではない)
(2) 開設時間 9時から17時 (利用者・家族の依頼があればその限りではない)

⑧ 職員体制

管理者兼相談支援専門員1名 相談支援専門員0.5名

⑨ 運営資金

- ・ 計画相談支援給付費

サービス内容	単位数
利用支援 (計画作成)	1,522 単位/1回 ※特別地域加算219単位/1回 ※行動障害支援体制加算35単位/1回
継続支援 (モニタリング)	1,260 単位/1回 ※特別地域加算182単位/1回 ※行動障害支援体制加算35単位/1回

*湯沢市・羽後町・東成瀬村全域は特別地域加算対象地域となる

※その他、計画相談サービス提供時モニタリング加算10単位/1回等の請求可能。

⑧ 資金計画

別紙収支予算書のとおり

(3) 多機能型(就労継続支援A型、就労継続支援B型)事業

事業運営基本計画

利用者が住み慣れた地域で安心して自己実現できるように、それぞれの適性に応じ、日中活動において就労の機会や生産活動の場を提供する。その中で、社会人としての知識、能力の向上に向けて支援する。併せて、自立した一人の社会人としての生活が送れるように必要な生活支援を実施し、自信をもって就労できるように、個々の人間性を尊重した事業運営に努める。

① 名称及び所在地

就労継続支援A型 「工房くまごろう」 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

就労継続支援B型 「工房くまごろう」 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

② 事業目的及び目標

- ・ 一般企業での就労継続支援が困難な人に働く場を提供し、知識や能力の向上に必要な訓練を行う。
- ・ 高齢の利用者が生きがいを持って生活できるように作業を提供する。
- ・ 自立した一人の社会人として生活が送れるように必要な生活支援を実施する。
- ・ 就労継続支援B型からA型、一般就労へ移行できるようにスモールステップでの利用者の知識・能力の向上を目指す。
- ・ 就労継続支援B型では平均工賃20,000円を目指す。
- ・ 工賃アップのために外販に力を入れ、作業内容を継続的な見直しを行う。
- ・ 就労継続支援B型の安定した経営を図るため、一日平均17.5名の利用を目指す。
- ・ 女性利用者の増員を目指す。

③ 利用定員

事業所名	定員	現員・契約者数	備考
工房くまごろう(就労 B)	20名	18名	2021年3月時点 平均利用者数16.1名
工房くまごろう(就労 A)	10名	0名	経営状況により判断する

④ 利用対象者

- ・ 18歳以上の障害者。
主に知的障害者・精神障害者・身体障害者を対象とするが、当事業所で対応可能と判断した場合は、障害種別は問わない。
- ・ 就労経験はあるが、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難な者。
- ・ 就労アセスメントを受け、就労面の課題等の把握が行われているもの。

⑤ 実習および体験利用等の受け入れ

- ・ 支援学校からの実習生の受け入れ、各機関からの紹介による見学・体験利用の受け入れを行う。

⑥ 利用期間等

- ・ 利用期間 支給決定を受けた期間(基本:当該月の日数-8日)
- ・ 開設日 月曜日から土曜日(祝祭日、年末年始、GW等の休日を除く)
月20日程度
- ・ 開設時間 10時から15時(作業の内容によってはこの限りではない)
※祝祭日については、月の開設日数を考慮し作業日となることもある。

④ 支援内容

工賃アップに向けての作業確保のための取組

- ・ 毎日意欲を持って4時間作業できるように、わさびの育苗を開始する。わさびの育苗から出荷までを作業とし、通年の仕事を開発する。
- ・ 自主製品(カレー・ハム・木工製品等)の売上増を図るため、インターネット販売サイト「Creema」に出品しインターネット上の店舗運営を行う。法人ホームページ上での商品販売を目指し、商品の周知を行う。また、広報と連携し、広報誌、SNSを利用した商品の周知、拡販を行う。
- ・ 就労イベントへ参加し、商品の周知・販売を行う。
- ・ 畑の整備を行い、無農薬野菜の栽培、販売を行う。また、皆瀬地区の自然を活かした商品の開発を検討する。また野菜等の受注生産を受け付けできるよう生産体制を整える。除雪や除草作業等の施設外就労について周知を図り、受注に繋げる。

作業能力・働く意欲の向上

- ・ 個別支援計画を作成し、目標をもって作業に取り組めるよう支援し、定期的なモニタリングを実施する。
- ・ 利用者の適性や年齢に応じた作業を提供する。
- ・ 個々の特性に合ったリズム(ゆっくリズム)を尊重する。
- ・ 作業で作った物がお客様の手に届く喜びを知り、働く意欲を維持できるようにする。



くまごろう農場での就労

安定利用に向けての支援

- ・ 家族や生活の場となる入所施設、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員と連絡を取りながら、利用者の情報を共有する。
- ・ 利用者間のトラブルが発生した場合は、管理者、サービス管理責任者に報告し、対応について指示を仰ぐ。必要に応じてケース会議・サービス担当者会議を開催し、再発防止に取り組む。
- ・ 不調時、欠席時には個別に対応し、利用者が希望する場合には相談支援を行う。特に在宅からの通所者については、継続利用でききように細やかな支援を行い、必要に応じて担当の相談支援専門員やケースワーカー等に情報をつなぐ。

危機管理の徹底支援

- ・ 職員の危機管理に対する意識を徹底するため、正しい作業方法、道具の使用方法、食中毒に関する知識等を学ぶ。
- ・ 来年度に向けてのハサップ取得を目指す。
- ・ 火災、災害時に対応できるよう避難訓練を実施、防災意識を高める。
- ・ 虐待防止や権利擁護について研修に参加し、利用者、職員の知識を高める。

感染対策

- ・ 職員、利用者双方、外部での就労でのマスク着用・手洗い・手指消毒の実行。
- ・ 新型コロナウイルスをはじめとした、各種感染症に対する知識を職員が持ち、利用者の感染リスクを減らすよう行動する。

⑧ 日中活動生産内容

活動内容	就労継続支援A型 (食工房)	就労継続支援B型 (木工房)	就労継続支援B型 (食工房)
自主製品 事業	①インドカレー・サーモン燻製 ・工房特産の根ワサビを使用 したワサビ漬け・他、惣菜の調 理作業 ②グループホーム、職員へ提 供する弁当の惣菜調理 ③ハム製造 ④商品のラッピング・発送	①木工小物各種の製造補助 および製品の塗装・磨き作業 ②野菜等の生産・販売 ③薪割り(ストーブ用)および運 搬 ④施設外就労に向けた環境 整備活動	①弁当の盛り付け、食器洗い 等 ②飾り葉、スパイスなどの作物 管理作業 ③ラベル貼り、ハンコ押し
施設外 就労		除草や冬の除雪作業などの 環境整備活動	
その他	①外販促進のための宣伝活 動 ホームページおよびブログの 更新	①工房の敷地内にある畑・ワ サビ田でのスパイス・ワサビの 栽培 ②刺子などの手芸 ③新しいハウスでのわさび苗 の育苗	

※ 就労継続支援B型:畑を借り、完全無農薬野菜の生産・販売に向けた農作業の訓練を行う。農作物はグループホームに提供する総菜・ハム製造のためのスパイス等に使用する。

※ 食工房では衛生面に配慮し、手洗いうがい等を徹底し、年2回の検便を実施した職員および利用者が作業を行う。また、毛髪等が落ちないよう決められた服装で作業を行うこととする。

⑨ 日課(就労継続支援A型・就労継続支援B型)

朝礼・準備	9:55	作業開始	13:05
作業開始	10:00	休憩	14:00
休憩	11:00	作業開始	14:10
作業開始	11:15	清掃・片づけ	14:45
昼食・休憩	12:00	終業	15:00

⑩ 行事計画

4月	花見
5月	春のレクリエーション
7月	避難訓練
8月	夏のレクリエーション
9月	健康診断・法人行事(食事会)
10月	街頭募金活動
11月	秋のレクリエーション
12月	避難訓練・合同食事会
3月	工賃評価
その他	誕生日会等

月1回程度のレクリエーションを企画し、作業のモチベーションを維持できるようにする。

グループホームカメラデンの利用者と交流ができるように、レクリエーションを合同で企画する。

⑪ 事業収入

就労継続支援B型の利用者には、月々の事業収入から原材料等の直接経費を控除した金額を工賃として利用者に支払う。就労継続支援A型の利用者には、雇用契約を結び、賃金を支払う。

⑫ 運営資金

・訓練等給付費

職業指導員および生活支援員の配置が7.5:1以上の場合かつ前年度の平均工賃が15,000円以上20,000円未満の場合

サービス内容	単位数
就労継続支援B型	541単位/1日

※福祉・介護職員処遇改善加算率 5.4%

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)率 1.5%

※その他、欠席時対応加算、初期加算等の算定が可能

⑬ 資金計画

別紙収支予算書のとおり



グループホームでの夕食



外出レクリエーション